

## 新型コロナウイルス感染症発症時・疑い症状を認めた時及び、 構成員または同居者が感染あるいは濃厚接触者となった時の対応について

### 1. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合及び、構成員・同居者が濃厚接触者（以下、感染者等）となった時の対応について

#### 【感染者等がすべきこと】

速やかに所属部局に報告し、保健所等及び所属部局の指示に従ってください。

詳しくは、全学の活動方針、(R2.4.22 一部改正)「新型コロナウイルス感染拡大防止に対する業務について」に従って行動してください。

([http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents\\_internal/200423\\_1\\_2.pdf](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents_internal/200423_1_2.pdf))

#### 【感染者等の所属研究室がすべきこと】

- (1) 感染者等の発生を部局対策室および宇治対策本部に速やかに報告する。
- (2) 感染者の構内における最終登校日・出勤日前2日間の行動を可能な限り把握する（本人、周囲の構成員からの聞き取り）。
- (3) (2)の情報を、部局対策室および宇治対策本部に速やかに追加報告する。
- (4) 翌日以降、研究室を封鎖。研究室構成員は全学の活動方針あるいは部局指示により自宅待機とする。その後、部局対策室および宇治対策本部の指示（保健所との相談結果）を仰ぐ。

### 2. (診断はされていないが) 発熱等の風邪様・疑い症状がある場合

国内で感染経路を特定できない感染者が複数発生しており、新型コロナウイルス感染症と診断された方との濃厚接触が無くても感染の可能性は否定できません。発熱や咳などの風邪症状が出た場合は、風邪様症状に伴う自宅待機者の研究室等への復帰についてのガイドラインに従い、以下の対応を取ってください。

#### 【疑い症状者がすべきこと】

○無理をせず職場・所属研究室に連絡し通勤通学を差し控え、病院で診察を受けて下さい。病院の都合等により受診することができない場合は、その指示に従うとともに、職場・所属研究室等へ連絡をして自宅療養してください。自宅療養時は、以下の手順に従ってください。

○朝・夕に検温をして発熱がある場合（解熱剤を飲む必要がある時を含む）は、所属研究室に連絡し、登校、勤務は控えてください。また、下記、健康観察表等に発熱等の症状を記録して、症状の経過観察をしてください。

健康観察表(宇治キャンパス)：<http://www.uji.kyoto-u.ac.jp/corona/kansatsu.xlsx>  
スマホアプリ「健康日記」：<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/files/riyou.pdf>

(別紙)

令和2年7月31日改定

○期間は、**発症後8日間かつ無症状3日間**経過後とします。経過観察記録を所属研究室に提出し、出勤・登校の適否について確認を得てください。

○次の症状がある方は早期の受診が必要です。下掲の電話相談窓口又は「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- ・風邪の症状や発熱が続いている
- ・強い症状：だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある

（併せて、職場・所属研究室等への連絡もお願いします。）

なお、以下のような方は重症化しやすいため、上記症状が2日程度続く場合には、保健所等に連絡をして、その指示に従ってください。

・高齢者、糖尿病、呼吸器疾患などの基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠中の方

- 京都大学保健診療所

Tel：075-753-2405

- 京都府専用相談窓口、帰国者・接触者相談センター

Tel：075-414-4726 e-mail：[coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp](mailto:coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp)

- 山城北保健所

Tel：0774-21-2911

- 住居地保健所（首相官邸 HP）

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)

- 電話・オンライン診療サイト



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html)

○疑い症状等により自宅療養中の方

次のような症状が見られた場合、速やかに医療機関を受診してください。

- ・呼吸が苦しくなった時
- ・意識がもうろうとしてきた時
- ・顔色が蒼白になったり、手足の指先が冷たくなったりした時
- ・食事が食べられない、水分が摂れなくなった時

#### 【疑い症状者の所属部署・研究室等がすべきこと】

風邪様症状に伴う自宅待機者の研究室等への復帰についてのガイドラインに従い、自宅待機等の指示及び、終了の指示を行ってください。